

八尾市役所本庁舎における自動証明写真機の設置に係る
行政財産の貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、市有財産のうち庁舎の余裕部分（以下「貸付物件」という。）を貸付けする方法により自動証明写真機を設置させる場合の取り扱いについて、八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(貸付物件の基準等)

第2条 貸付物件の貸付けに当たり、庁舎内における設置場所並びに貸付面積及び自動証明写真機の台数並びに仕様については、市長が別に定める。

2 前項の規定により定める貸付面積は、法第238条の4第2項の規定に基づき、庁舎の用途又は目的を妨げない面積を限度とする。

(貸付けの相手方の選定)

第3条 貸付けの相手方は、貸付料について一般競争入札（以下「入札」という。）を行い選定するものとする。この場合、最低貸付価格を定めることとし、入札は最低貸付価格を下回ってはならない。

2 前項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、他の方法により貸付けの相手方を選定することができる。

(貸付契約)

第4条 貸付けの相手方となる自動証明写真機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）を決定したときは、設置事業者との間で貸付契約を締結するものとする。

(貸付期間)

第5条 貸付期間は、自動証明写真機の設置から5年間とし、貸付期間の更新は行わないものとする。

(貸付料及び納付)

第6条 貸付料は、入札により決定した金額とし、納付については、別に定める各年度ごとの貸付料を、毎年、年度当初に市長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときはこの限りではない。

(売上報告)

第7条 設置事業者は、貸付契約に係る自動証明写真機の毎月及び年度毎の売り上げ金額を市長が指定する期日までに報告しなければならない。

(光熱水費及びその他必要経費)

第8条 電気料等の光熱水費、自動証明写真機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とする。

2 設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとする。）を自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本市が算定した電気料について、本市が指定する期日までに納入するものとする。

(延滞損害金)

第9条 設置事業者が、貸付料又は電気料をその納付期限までに納付せず、市長が別に定める期限を指定して督促状を発した場合において、なおその指定期限までに納付しないときは、納付期限の翌日からこれを納付する日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で延滞損害金を徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(貸付台帳の備付け)

第10条 部長等（規則第2条第4号に規定する部長等をいう。）は、行政財産貸付台帳（別記様式）を備え付けなければならない。

(現状変更等の禁止)

第11条 設置事業者は、貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、特段の事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

2 設置事業者は、貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならない。

(原状回復)

第12条 設置事業者は、貸付期間が満了した場合、又は第4条に基づく契約が解除された場合は、速やかに原状回復を行うものとする。ただし、本市の承諾があったときは、変更された現状のままで返還することができる。

2 原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とする。

(遵守事項)

第13条 設置事業者は、貸付物件に自動証明写真機を設置し、維持管理するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 自動証明写真機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務等を定期的に行い、安全に利用できるよう維持管理に努めること。

(2) 設置事業者において、販売品の補充、売上金の回収、釣銭の補充等の自動証明写真機の維持管理を適切に行うこと。

(3) 設置事業者において、自動証明写真機内部、外部及び設置場所周辺の清掃などを行い、清潔に保つこと。

(4) 機器設置後にソフトウェアのバージョンアップ等があった場合は、設置事業者において迅速に最

新のバージョンに更新すること。

- (5) 自動証明写真機の故障等の連絡先を大きく明記したステッカーを硬貨等の投入口周辺の見やすい位置に貼り付けるとともに、つり銭不足や故障、返金等の苦情があった場合は、設置事業者の責任において迅速に対応すること。
- (6) 関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 15 日から実施する。